



外国弁護士特別措置法の改正について

外国法事務弁護士による弁護士との共同経営の自由化及び 弁護士の雇用解禁等

1987年4月に施行されました「外国弁護士による法律事務の取り扱いに関する特別措置法」(以下「外弁法」とします)が2003年7月18日に改正され、同25日に公布されました。今回の改正は国際化時代の法的需要を十分に満たすことができる質の高い総合的な法律サービスの提供を可能にすることを目的とし、外国法事務弁護士と日本の弁護士(以下「弁護士」とします)との提携関係の内容を当事者間の自由意思に委ねることを趣旨としております。改正法は2005年に施行される予定ですが¹、改正法の施行後は外国法事務弁護士と弁護士とが提携して、日本法と外国法を含む総合的な法律サービスを提供することが可能になります。

1. 改正の内容

主要な改正項目は以下の通りとなります。

- 外国法事務弁護士による弁護士の雇用が可能になりました。
- 外国法事務弁護士と弁護士との共同事業及び収益分配が可能になりました。
- 現行の特定共同事業制度が廃止されました。

2. 改正の背景

従来、日本国内で法律サービスを提供する場合には、日本の弁護士資格を取得する必要がありました。ところが国際化の進展するなか、外国の弁護士資格を持つ弁護士を受け入れる要求が強まり、1987年に外弁法が制定されました。

このNews Flashに基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人 中央青山
代表電話：03-5251-2400
<http://www.pwc.com/jp/tax>

© 2003 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

¹ 改正法の可決成立後2年以内に施行されることが決まっております。

外弁法の施行後は法務大臣による資格審査を経た後、日本弁護士連合会に外国法事務弁護士として登録をすれば、日本国内において法律サービスの提供を行うことも可能となりましたが、活動範囲が承認の基礎となった特定の外国法に限られ、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止するなど制約が多く、規制緩和を期待する声が高まっております。

このような要請や日本国内の司法制度改革を反映して、日本政府は1994年に外弁法の改正を行い、「特定共同事業」という合弁形態を用いた外国法事務弁護士と弁護士との連携を認めました。しかしながら、特定共同事業においても共同事業の相手方や取り扱うことができる業務の範囲に対して一定の制限を設けたことから、現実的には顧客からの要請に十分に対応できなかった経緯がありました。

そこで、今回の改正においては国際化の進展に対応する法律サービス提供のため、従来の外弁法に規定されていた外国法事務弁護士と弁護士による共同事業の原則禁止、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止といった諸規制を廃止すると同時に、現行の不完全な特定共同事業制度を廃止することとなりました。

3. 改正により予想される法律業務の変更等

(1) 法律業務の範囲

従来は、外国法事務弁護士の顧客が権限内の外国法と日本法にまたがる法律サービスの提供を必要とする場合、その外国法事務弁護士は日本の弁護士と特定共同事業という合弁形態で連携する必要がありました。改正法の施行後は外国法事務弁護士が弁護士あるいは弁護士法人と共同事業体を組織することにより、一つの事業体として、顧客に対する外国法と日本法にまたがる法律サービスの提供が可能になります²。

(2) 収益の分配

改正法では外国法事務弁護士と弁護士が共同で行う法律サービスの提供を「外国法共同事業」という名称で規定しており、この外国法共同事業から得る収益の分配は外国法事務弁護士と弁護士あるいは弁護士法人との自由意思に委ねられるとされています。このため外国法共同事業から得られる収益の分配について自由化が行われるものと推測されます³。

(3) 弁護士の雇用

外国法事務弁護士による弁護士の雇用も解禁されます。雇用した弁護士に対する外国法事務弁護士からの業務命令に対しては一定の制限を受けることとなりますが⁴、独立した形態で雇用された弁護士による国内法に基づく法律サービスの提供は可能になるものと推測されます。

² 外国法事務弁護士自身による日本法に基づく法律サービスの提供は引き続き禁止されます。

³ 外国法共同事業は民法上の組合契約に該当することになると思いますので、収益の分配に関しては当事者間の持分請求権に委ねられることとなります。ただし、紹介料の禁止等、日本弁護士会の倫理規定の制約を一部受けることになります。

⁴ 弁護士を雇用する外国法事務弁護士が、当該外国法事務弁護士が行うことができる業務の範囲を超える法律事務の取り扱いにつき、被雇用関係に基づく業務上の命令を行うことを禁止する規定があります。

(4) 共同事業体の名称

現在のところ、外国法事務弁護士と弁護士が行う外国法共同事業の名称に関して、細則は発表されておられません⁵。しかしながら、改正法でも外国法事務弁護士事務所、弁護士個人や弁護士法人の固有名称を使用することを認めております。

4. 私達の税務サービス

このような外弁法の改正に伴い、今後に予想される外国の法律事務所による日本進出に対応するためプライスウォーターハウスクーパース（税理士法人 中央青山）では日本における税務申告をはじめとする様々な税務サービスを提供できる体制を整えております。外国の法律事務所が日本国内において事務所を開設する場合には日本の税法の取り扱いに細心の注意を払う必要があります。

詳しくは当法人の下記担当者までお問い合わせください。

なお、この文章は2003年7月に発表された改正外弁法に基づき作成されております。今後、発表が予想される取扱通達等に基づき、上記の内容について変更される場合があることを最後に申し添えます。

税理士法人 中央青山 東京事務所連絡先

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

Tel : 03-5251-2400

Fax : 03-5251-2424

互井 卓郎	パートナー	81-3-5251-2413	takuro.tagai@jp.pwc.com
長谷川 茂	パートナー	81-3-5251-2875	shigeru.hasegawa@jp.pwc.com
金 光澤	マネージャー	81-3-5251-2713	kotaku.kimu@jp.pwc.com
永島 寿夫	アシスタント マネージャー	81-3-5251-2209	toshio.nagashima@jp.pwc.com

イングリッシュコンタクト

Gary Peterson	パートナー	81-3-5251-2336	gary.peterson@jp.pwc.com
Ken Leong	シニア マネージャー	81-3-5251-2945	ken.leong@jp.pwc.com

⁵ 名称には「外国法共同事業」の名称を付すことは決定しております。